

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する 課題と方針

第1節 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物に関する課題

当市には、中世以来の歴史を伝える歴史的建造物や遺構が数多く残っている。

出羽街道や浜通り、米沢街道、会津街道、三国街道中通りに宿場町や港町の町並みが残り、特に村上地域村上地区には、今も城下町時代の地割りがよく残っていると同時に、村上城跡や旧城下の武家町や町人町、寺町の町並みが現存し、歴史的な風情を感じることができる。

一方で、これらの歴史的建造物の多くは、老朽化による破損や劣化、耐震上の問題などを抱え修理や補修が必要な建造物が多いことから、伝統的な建築様式を継承せず、現代様式への建て替えが進行している。加えて居住者や所有者の高齢化も顕著であり、日常的な維持管理が困難な状況も見られる。

これは、所有者の生活スタイルの変化や価値観の多様化、伝統的な建築様式を継承していくための技術者の確保や材料の調達、修理や補修を行う難しさや経費負担の増大がある。また、建造物が連担している市街地内の町家では、類焼の危険性から防火性能が求められていることなどが要因と考えられる。

なお、化財的な価値の高いものについては、文化財保護法や新潟県文化財保護条例、村上市文化財保護条例に基づく文化財指定等により、維持管理や修理等による保護が行われている状況であるが、当市にある膨大な歴史的建造物のごく一部であり、未指定で価値の高い建造物も多い。

これらの建造物は、現代の生活様式の変化に伴い、住環境面からの住みづらさや駐車場確保の必要性などの問題とも合わせて、老朽化の進行による取り壊しや相続や転出等に伴う空き家化や空き地化、これらにより町並みの喪失なども懸念されている。



図 荒廃した武家住宅



図 現代様式の建造物への建て替え（合成写真）

(2) 歴史的建造物の周辺環境に関する課題

当市では、平成12年（2000）に旧村上城下の武家町を対象に歴史的景観の保全を目的とした「村上市歴史的景観保全条例」（平成26年（2014）4月の村上市景観条例の施行に伴い廃止）を制定し、平成26年（2014）には村上市全域を対象に景観計画を策定し、特に重点地区8地区を中心に歴史的町並み景観の保全に取り組んでいる。

また、町人町や寺町では、市民による「むらかみ町屋再生プロジェクト」や「黒塀プロジェクト」等の取り組みにより歴史的建造物を中心とした一体的な環境の保全や形成に取り組んでいるところである。

一方で、これらの町並みには、歴史的風致を損なうような建造物や工作物も多数存在している。市街地に張り巡らされた電線や電柱は、良好な町並み景観を損なうだけでなく、来訪者等の歩行の妨げにもなり、伝統的な祭事を行う際に支障をきたしている場合もある。

加えて、経年による建造物の老朽化や喪失、空地化等もあり、町並みとしての一体性が失われ、歴史的環境としての魅力が十分とは言えない。

また、村上城下には、古くからの地割が残り、歴史的な風情を醸し出している一方で、狭隘な道への自動車流入により、歩行者が危険にさらされている場合や災害時の危険性等も有している。

このほか、近年の「町屋の人形さま巡り」をはじめとした様々な取り組みの効果により、多くの観光客が訪れている一方で、核となるような歴史的建造物や施設が点在している。反面、休憩や情報収集するための拠点となるような施設は十分とは言えない。加えて村上城跡と旧城下の武家町、町人町の区域が広く距離が離れており、城下町全体を回遊するようなルート設定や仕掛けの不足、移動環境についても課題を抱えている。



図 歴史的町並みを阻害する電柱・電線



図 おしゃぎり屋台と電柱



図 町家と近代的なアーケード



図 町家の隣接地の空き地

(3) 歴史的な営みや活動に関する課題

当市には、長い歴史の中で培われ、受け継がれてきた伝統的な民俗芸能や伝統行事のほか、当市特有の地勢や自然環境などによって培われてきた伝統工芸や伝統産業などが数多く残っている。

これらの伝統的な活動や営みは、長い年月を経て地域の誇りや魅力となっており、今後とも引き継いでいかなければならない当市の大切な資産であり、また財産でもある。

一方で、当市の人口は、昭和30年（1955）以降一貫して減少傾向にあり、今後も減少していく見通しとなっており、そうした現象に伴う担い手の不足が大きな課題となっている。

加えて、核家族化や就業形態の変化等により、人と人とのつながりや地域コミュニティの希薄化等も顕著になっている。村上まつりをはじめとした伝統的な祭礼や行事、活動への参加者も年々減少傾向にある。中にはこれまで通りの活動を継続していくことが困難となり、活動形態の転換や縮小など、継続が危ぶまれている活動もある。



図 担い手確保が困難な集落の伝統行事
(大栗田のアマメハギ)

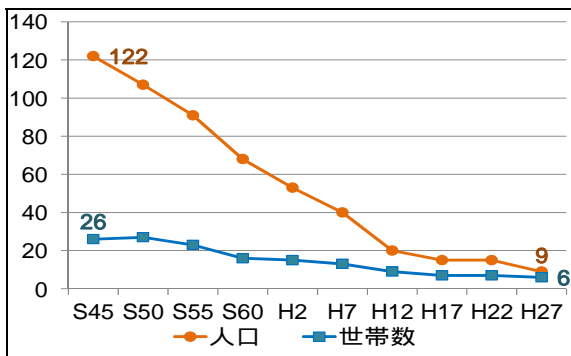


図 大栗田集落の人口・世帯数の推移

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

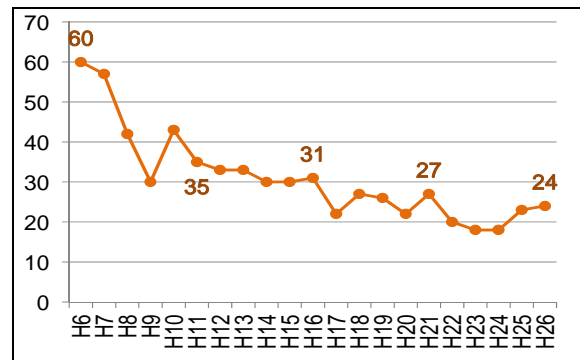


図 居繰り網漁従事者数の推移

資料：三面川鮭産漁業協同組合

また、当市の歴史を物語る上で重要な鮭文化やお茶、漆等に代表される伝統産業についても、産業の近代化等に伴う需要の減少や後継者不足等の課題を抱えており、技術の継承が危ぶまれている状況でもある。

これらの活動や営みを今後とも継続、継承していくためには、地域住民の歴史や文化に対する理解や協力が不可欠であるが、学校教育をはじめとした学習の機会や、伝統芸能や活動を披露する場、市民が活動を行っていくための環境等についても、十分整備されているとは言えない状況である。

第2節 上位計画及び関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置づけ

村上市歴史的風致維持向上計画は、上位計画である「村上市総合計画」に則し、「村上市都市計画マスタープラン」や「村上市景観計画」等の関連計画との整合、連携を図りながら、当市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示す計画として位置付ける。

また、本計画は歴史まちづくり法第5条の規定に基づく認定計画として、当市の歴史的風致の維持及び向上に関する必要な事項を定め、各種事業の推進に努める。

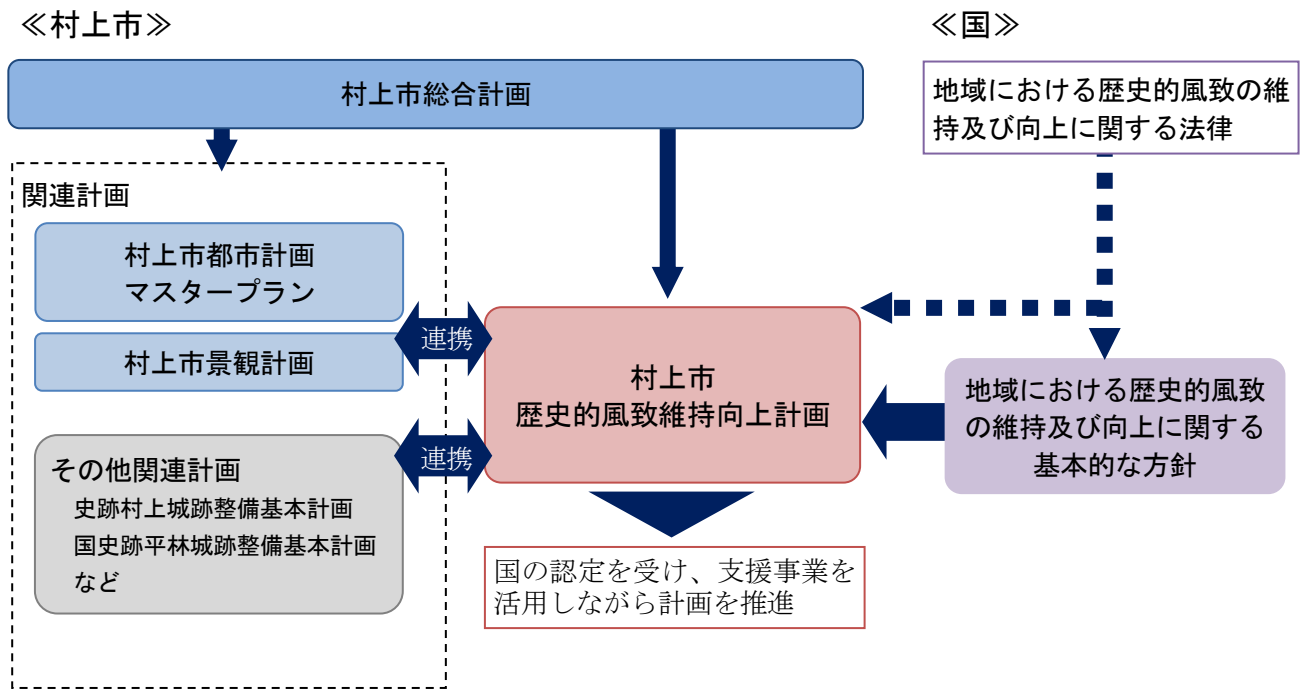


図 上位計画、関連計画と関係法令との位置づけ

(1) 第1次村上市総合計画（平成21年12月策定）

基本構想では、まちの将来像を「元気“e（いー）まち”村上市」と定め、基本理念の一つに「自然と伝統を守り、歴史と郷土を愛するまちをつくります」としている。

また、基本計画では、「安全で快適な住みよいまちづくり」として、歴史的町並み等を含めた「景観の保全・活用の推進」を位置付けている。また、「豊かな心と文化を育むふれあいまちづくり」では、地域文化の創造・継承の推進や文化施設における展示公開や文化講演等の開催、文化財の保護と活用施策の充実などを図るため、「文化・芸術の振興」を掲げている。

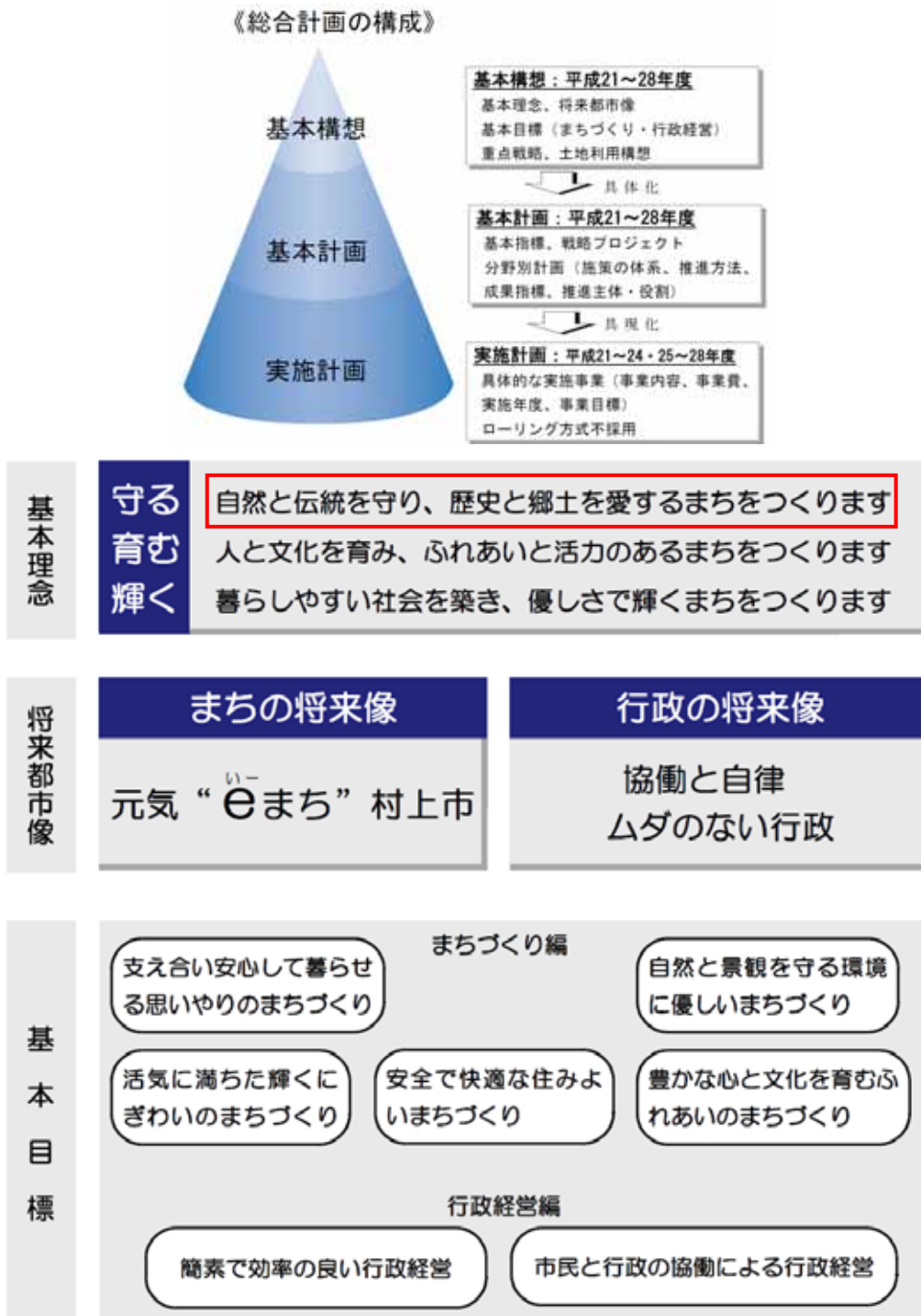


図 第1次村上市総合計画の構成と基本構想（概要）

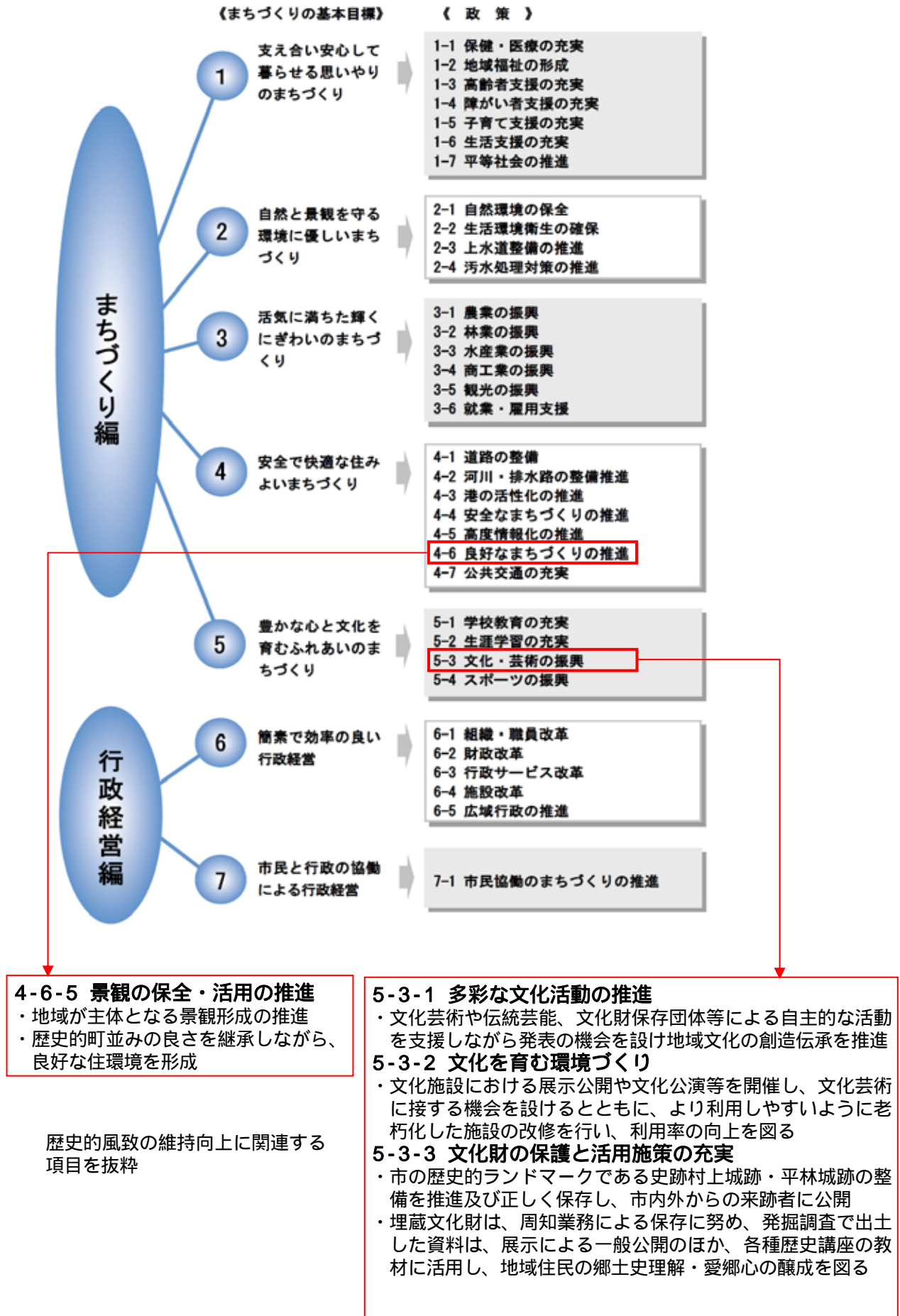


図 基本計画の体系

(2) 村上市都市計画マスタープラン（平成22年3月策定）

村上市都市計画マスタープランは、目標年次を20年後の平成42年（2030）とし、社会経済情勢の変化に応じて柔軟に見直しを行うこととしている。

都市の将来像では、「村上版コンパクトなまちづくり」の考えに基づき、「市街地」と「集落」が連携しながら高齢者も含めた市民が便利で安心して暮らせるまちづくりを目指し、まちづくりの重点目標では、「歴史文化が薫る豊かな自然に満ちた快適な村上市」を掲げ、城下町などの歴史文化と豊かな自然環境を活用した心地よい生活空間をつくることを位置付けている。

また、全体構想の「歴史と自然景観・環境形成の方針」の中で、保全すべき都市景観として村上城下町や岩船市街地、北前船の寄港地であった海岸部の集落、旧出羽街道沿いの宿場町の景観等を位置付け、将来にわたって保全と活用を図り、景観価値として磨き上げていくとしている。

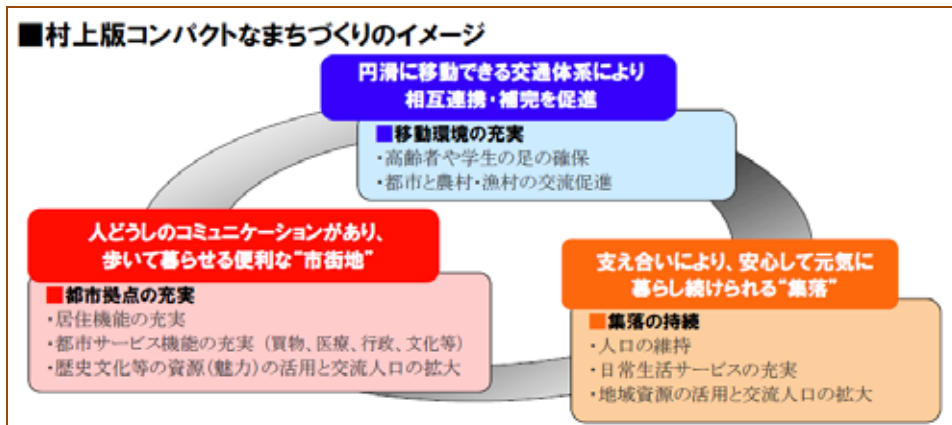
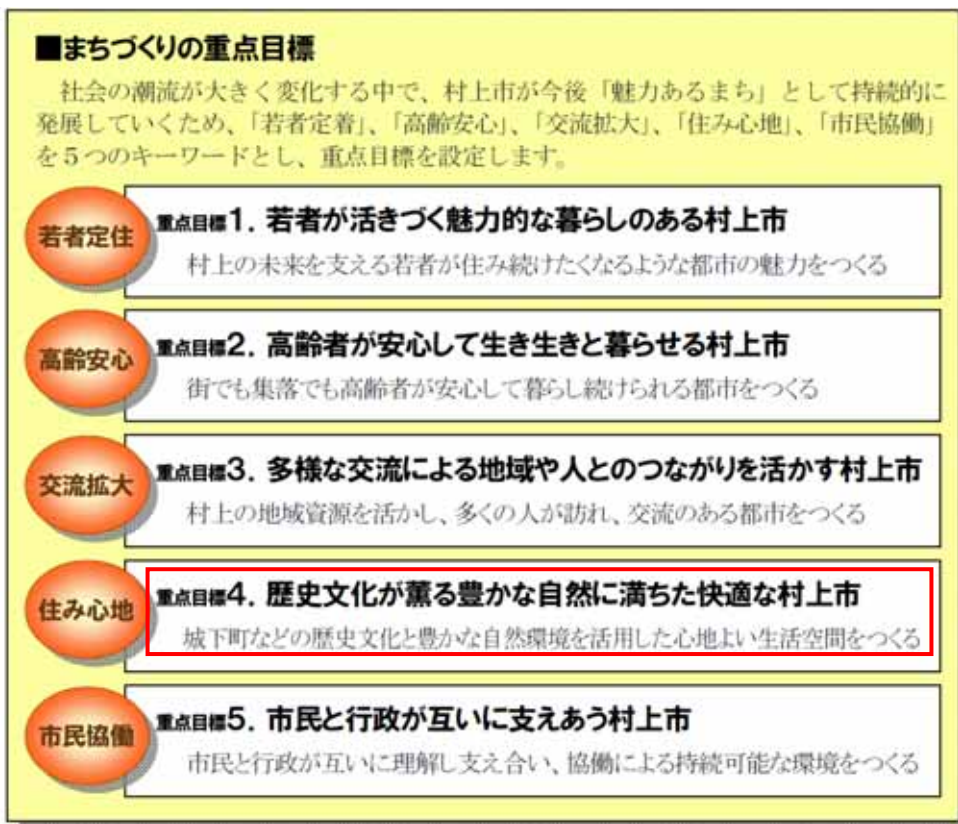


図 都市計画マスタープランにおける都市の将来像



図 都市計画マスタープランにおける都市の将来像 (イメージ)

保全すべき都市景観 (「歴史と自然景観・環境形成の方針」より)

【歴史ある市街地の景観】

- ・村上市街地旧武家町の歴史的景観
- ・村上市街地旧町人町の面影を残す町並み
- ・村上地域のシンボル臥牛山と山頂からの眺望
- ・岩船神社と岩船市街地の景観

【歴史ある集落地の景観】

- ・北前船の寄港地であった海岸部集落の景観
- ・旧出羽街道沿いの宿場町の景観

【温泉地景観】

- ・日本海沿いの瀬波温泉の景観

(3) 村上市景観計画（平成 25 年 3 月策定）

村上市景観計画では、景観づくりの目標像を「美しい自然や歴史・伝統と暮らしの誇りをきらりと感じさせるまち」と定めるとともに、「日常の暮らしや営み、祭りや催し、心象風景等も含む幅広いもの」として景観を捉え、相互の連携により、住む人がゆとりや豊かさを感じ、又は、誇りや愛着を持てるような村上らしい景観づくりを目指すとしている。

また、重点地区として旧武家町地区、旧町人町・寺町地区、岩船地区、瀬波地区、海老江地区、塩谷地区、猿沢地区、小俣地区の 8 地区を位置付けている。

【景観づくりの目標像】
美しい自然や歴史・伝統と暮らしの誇りをきらりと感じさせるまち

【基本理念】

- 私たちは、ブナの森やクマタカが飛ぶ風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、清流と四季折々の草花が織りなす風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、夕日が映えるはまなすの丘や笹川流れの風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、城下町のまち並みや宿場町の風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、地域の生活文化に根差した集落の風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、歴史と文化が醸し出す風景をいつまでも輝かせます。

【美しい景観づくりの視点】

- (1) 良い景観を守り創り、悪い景観を直し防ぐ
- (2) 村上らしさを磨き、育てる
- (3) 地域に根差した“本物”の景観づくり
- (4) 市民主体の景観づくりと行政の先導的支援



図 村上市景観計画の基本方針（概要）

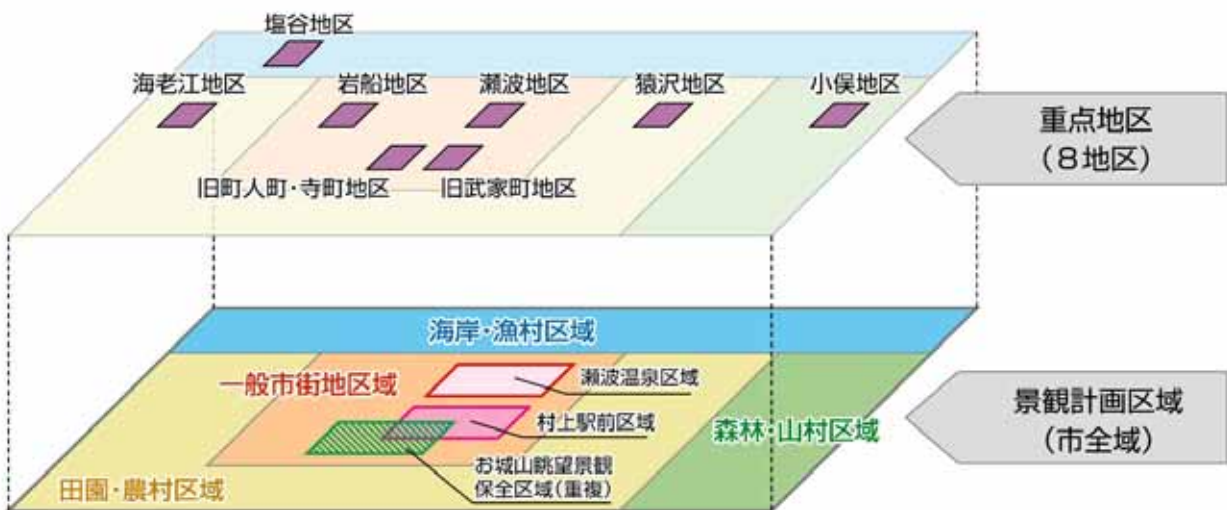


図 村上市景観計画の区域区分

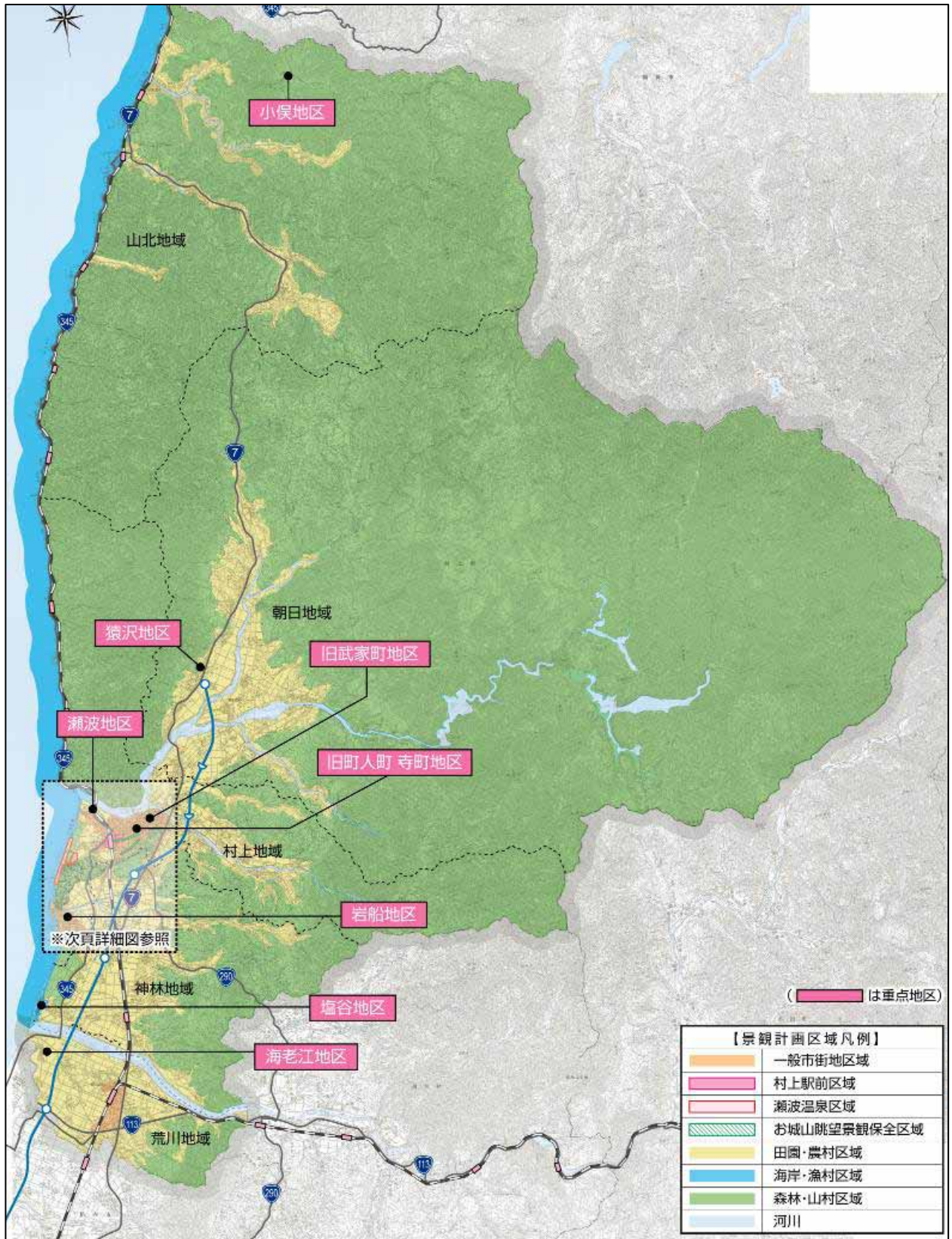


図 景観計画区域図

表 重点地区の概況

地区	概況
旧武家町地区	<ul style="list-style-type: none"> 江戸時代のまち並みを骨格とした歴史的な雰囲気の残る住宅地であり、連続した生垣景観と屋敷構えが特徴 重要文化財若林家住宅の保存修理工事を契機に、住民の間で武家住宅に対する関心が高まり、平成2年(1990)には伝統的建造物群保存対策調査を実施、平成12年(2000)には「村上市歴史的景観保全条例」を制定 
旧町人町・寺町地区	<ul style="list-style-type: none"> 城下町時代の地割や道幅が良好に残り、商人町にあたる大町や小町、様々な職業の人々が居住した庄内町や久保多町などでは、通り土間を持つ伝統的な町家様式の建造物が多く現存 寺院が軒を連ねる寺町などでは、国の有形文化財に登録されている建造物も複数存在 伝統行事を通じた町内活性化への意欲も高く、「町屋再生プロジェクト」や「黒塀プロジェクト」等の取り組みを実施 
岩船地区	<ul style="list-style-type: none"> 趣のある路地や小路を残す漁師町であり、北前船の寄港地として栄えた石川河口に位置する港町 江戸時代、岩船町は新潟から村上城下に至る街道「浜通り」の宿場として発達し、江戸時代中期以降は廻船業が発達 街道沿道に源内塾をはじめとする歴史的建造物が残るほか、シンボルである石船神社等の多くの歴史的景観資源を有する 
瀬波地区	<ul style="list-style-type: none"> 塩谷及び岩船から村上城下へ北上する浜通りが経由する港町で、街道の宿場町とともに村上城下の物資出入口としても発達 村上周辺の海岸沿いの集落では、切妻造の妻入りの集落が多いのに対し、城下町村上の外港として栄えた瀬波地区では、旧町人町同様に間口が狭く奥行きが深い切妻造平入の町家が軒を連ねている 
海老江地区	<ul style="list-style-type: none"> 北前船により栄えた湊町としての面影を残し、日本海らしい下見板張りの外壁に加え、切妻造の家並みが特徴 江戸中期には2万石の陣屋が置かれ、今でも陣屋小路と呼ばれる道が現存 かつては旧胎内川の本流が海老江地区の西側を流れ、水量豊富な良港として栄えたが、現在は湊としての機能を喪失 
塩谷地区	<ul style="list-style-type: none"> 浜街道の宿場町として、また北前船の寄港地として栄えた湊町であり、今でも多くの町家が現存 江戸時代、塩谷は海老江や桃崎浜とともに荒川三湊と呼ばれ、活発な交易活動の中で醸造業や廻船業、手工業等が繁栄 地域活性化への意欲も高まっており、「塩谷活性化協議会」による町家散策などの様々な取り組みを実施 
猿沢地区	<ul style="list-style-type: none"> 高根川、三面川の水運と出羽街道という交通の要衝に位置し、出羽三山詣で賑わった宿場町 昭和13,14年(1938,1939)の大火の後に再建された切妻造の妻入りのまち並みとともに、オモテミチのほぼ中央に流れる「前の川」は防火や給水のために人の手によって引き入れられたもので、一体的な景観を形成 
小俣地区	<ul style="list-style-type: none"> 出羽街道の宿場町として、出羽三山への参拝者など多くの人々が訪れた地区 戊辰の役で全焼したまち並みは明治初期に復興され、庄屋や旅籠屋などの往時の面影が感じられる家々が現存 「日本国」の麓に位置する登山口として、毎年5月5日には山開きイベントを開催 

(4) 史跡村上城跡整備基本計画（平成10年3月策定）

史跡村上城跡整備基本計画は、史跡である村上城跡を適正な状態で保存し、文化財としての価値を顕在化することを目的とした保存や活用、整備のための指針となる計画である。

この計画において、村上城跡の保存等の計画だけでなく、城跡周辺の市街地についても一体となった整備を目標としている。

なお、計画の完成目標年次は平成30年度（2018）とし、対象範囲は、史跡村上城跡を中心とした旧武家町及び町人町を含む旧城下町全体を含む範囲としている。

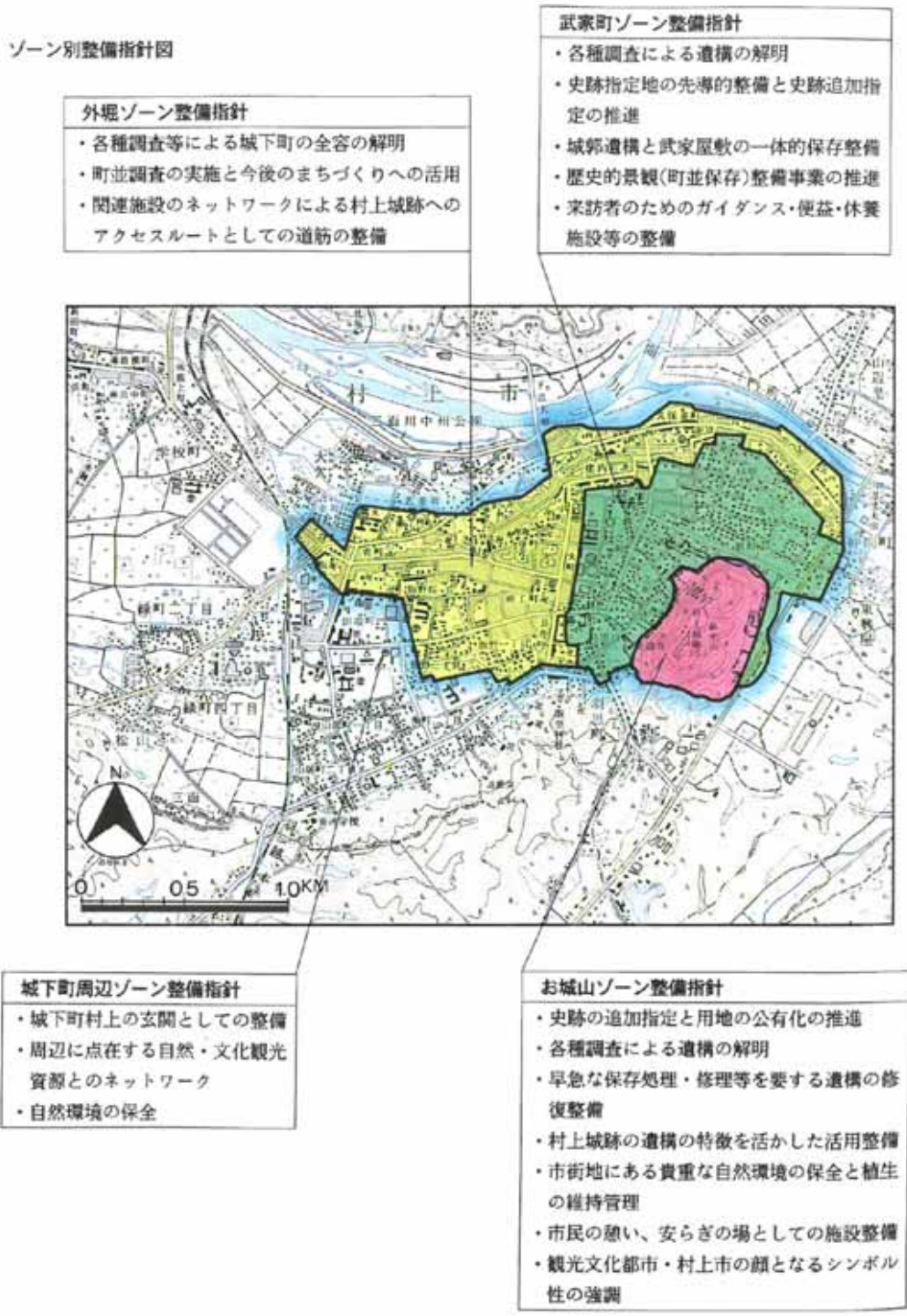


図 ゾーン別整備計画図

(5) 国史跡平林城跡整備基本計画（平成13年3月策定）

国史跡平林城跡整備基本計画は、史跡平林城跡及び周辺において、遺跡の適切な保存を図りつつ、遺跡のもつ本来の価値を顕在化することにより地域住民だけでなく市内外の人々が、文化財を取り巻く自然とふれあい親しむことができ、さらにこれからのまちづくりに連動するような保存、活用を図っていくための指針となる計画である。

計画の完成目標年次は、史跡指定地の整備を第1期事業とし、この事業期間は、平成11年度(1999)から平成18年度(2006)まであり、以降の事業については、5ヶ年毎に保存整備の状況や社会情勢の変化に対応しつつ、内容、箇所等を適切な形で見直しながら実施している。対象範囲は、史跡平林城跡を中心とした周辺の旧城下町地区を含む範囲としており、城跡とその周辺の集落とが一体となった整備を目標としている。

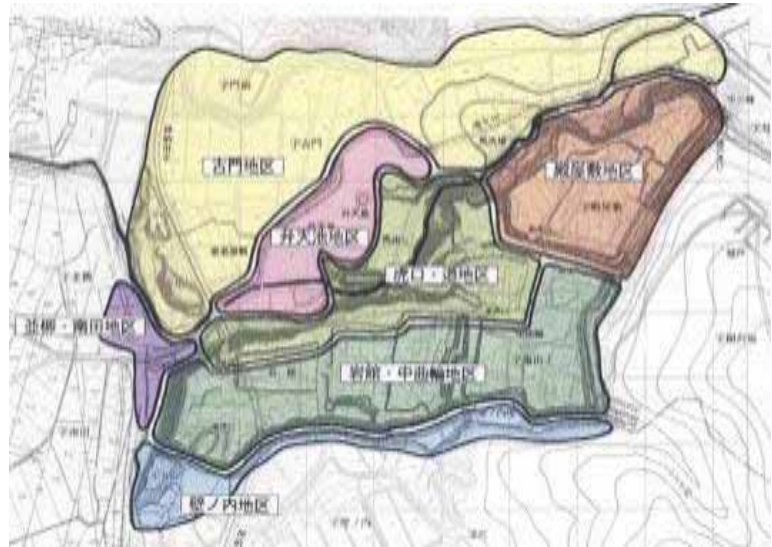


図 居館跡及び隣接地区区分図

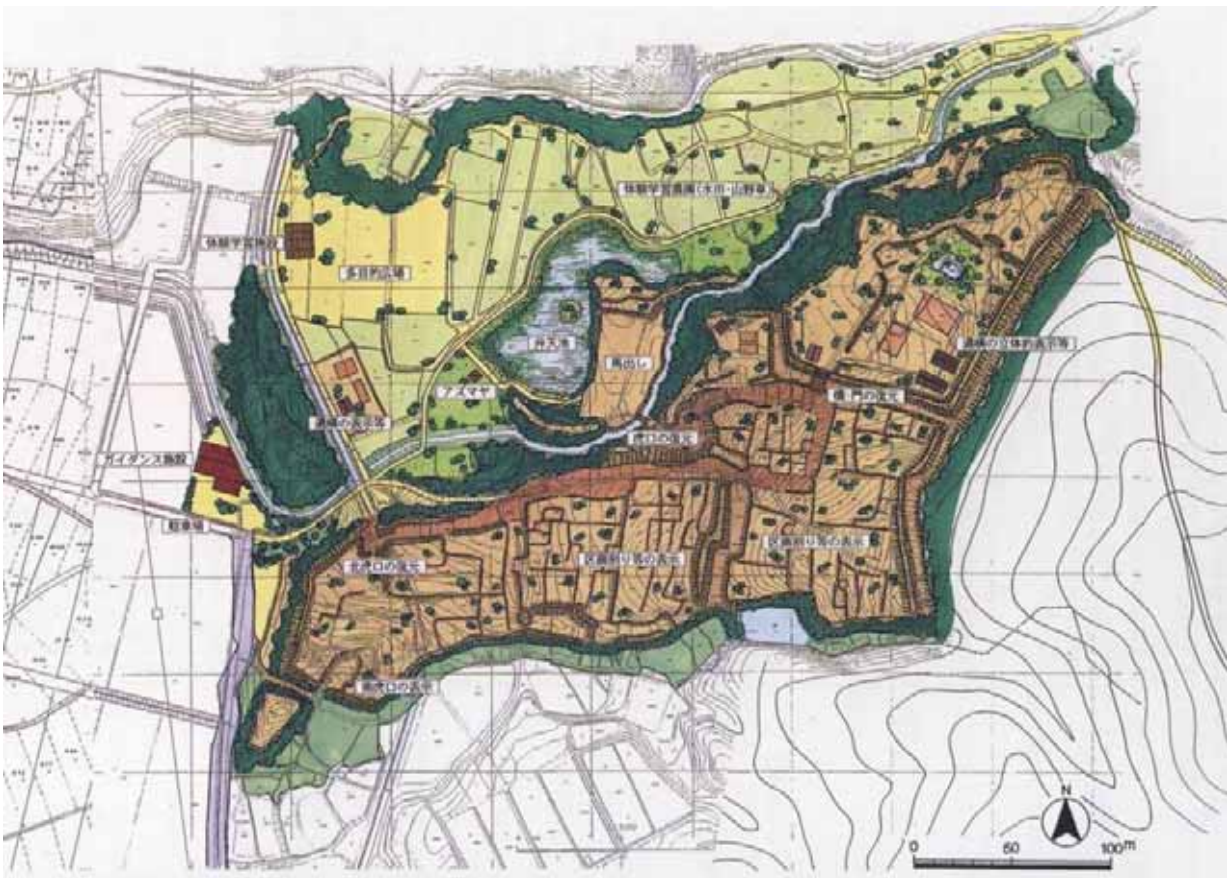
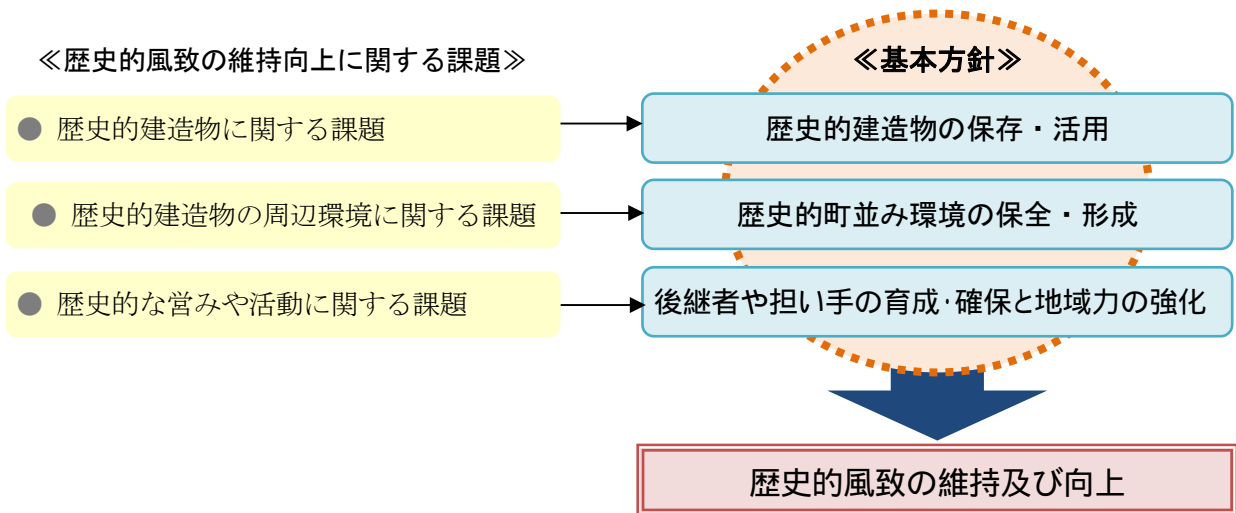


図 ゾーン別整備計画図

第3節 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

歴史的風致の維持及び向上に関する課題や上位計画である村上市総合計画、関連計画である村上市景観計画、村上市都市計画マスタープラン等の方針を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上の基本方針を下記のとおり定める。



(1) 歴史的建造物の保存・活用

現在、指定や登録等の文化財として位置付けられている歴史的建造物については、文化財保護法等に基づく適切な保護措置が講じられている。引き続き所有者や管理者等と連携し、適切な維持管理や修理等を行い歴史的建造物の保存に努める。

一方、未指定の歴史的建造物については、その分布状況や建造物の状態、価値等も含めて、十分に把握できていないものもある。今後はこれらの実態を把握するための調査等を継続的に行い、必要に応じてそれらの保存や活用について検討する。

特に重要な歴史的建造物については、所有者との協議の上、文化財や歴史的風致形成建造物として指定し、滅失防止や修理等に対する支援を行い、その保存に努める。

この他の歴史的建造物についても、適切な保護がなされるように、所有者に対して既存の支援制度等の周知を図るとともに、新たな支援制度について検討を行い所有者や管理者の負担軽減に努める。

また、旧村上城下の村上地域村上地区をはじめ歴史的建造物が市内各所に多数現存していることから、歴史的風致を残している地区では、伝統的建造物群保存地区の選定に向けた検討も含めて、継続的な調査の実施に努める。

これらの歴史的建造物の保存とともに、来訪者に向けた文化財の展示や情報発信、催事に合わせた建造物の一般公開など、積極的な活用を図る。

(2) 歴史的町並み環境の保全・形成

景観計画の重点地区では、歴史的町並みの保全形成を目的とした建築物等の景観誘導や修景に対する支援を行っている。これらの地区では、引き続き景観計画や支援制度の周知を図り、歴史的建造物と一体となった歴史的町並みの保全形成に努める。

特に、歴史的風致が重複する旧村上城下の旧武家町や旧町人町、寺町においては、支援制度の拡充を図り、歴史的建造物の保存や修理と併せた建築物の修景整備に取り組み、より積極的な歴史的町並み景観の保全形成に努める。

これらの建築物を中心とした景観誘導と併せて、町並み景観を損なっている電線類の地中化や無電柱化、道路の美装化など、公共施設の修景整備を図り、一体的な町並み景観の創出に努める。

加えて、歴史的風致に関連する案内板や休憩施設の整備のほか、まちなかを周遊できるネットワークの形成や周遊ルートの設定など、まちなかの回遊性向上を図り、快適な市街地環境の創出に努める。

また、「むらかみ町屋再生プロジェクト」や「町屋の人形さま巡り」など歴史的風致を活かした市民活動との連携を図り、観光交流の促進に努める。

(3) 後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

地域固有の伝統的な民俗芸能や伝統行事については、将来にわたって確実に継承していくために、地域や学校、関係団体等と連携しながら、活動や教育等を通じて、若い世代への普及及び啓発を図る。

加えて、活動内容や変遷等については記録や保存等を行い、後世に渡って受け継がれていくように努める。

また、活動を披露する場の拡大や多世代、他地域との交流の拡大など、様々な活動に対する支援を行い、担い手の育成や確保に努めるとともに、地域住民や活動団体等の機運醸成を図り、併せて広報等を通じた情報発信やPRを行い、市民や来訪者等のより多くの人々への周知を図り、認知度を高めていけるように努める。

伝統工芸や伝統産業については、担い手の育成や確保に向けて、技術の伝承や職人の養成のための機会や場の提供等の支援に努める。また、若い世代の就業のきっかけづくりとして、広報や催事等を通じた情報発信や新たな需要の開拓に努める。

第4節 歴史的風致維持向上計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画の推進を図り、歴史的風致の維持及び向上に取り組むためには、文化財等の所有者や管理者、地域住民や市民等との協力、連携が不可欠であり、行政を含めた推進体制の構築が重要である。

庁内体制としては、都市計画課と生涯学習課を事務局とし、関係各課で組織する「政策調整会議」において連絡、調整を行う。また、国や県の関係機関と協議、相談を行うとともに、適切な支援を得られるように努める。

また、法第11条の規定に基づく「村上市歴史的風致維持向上協議会」は、事務局と連携し、計画の実施に関する連絡や調整を行うとともに、計画の進捗管理や変更協議等の役割を担うこととする。なお、必要に応じて村上市文化保護審議会や村上市景観審議会等に計画の実施状況を報告し、意見を求める。

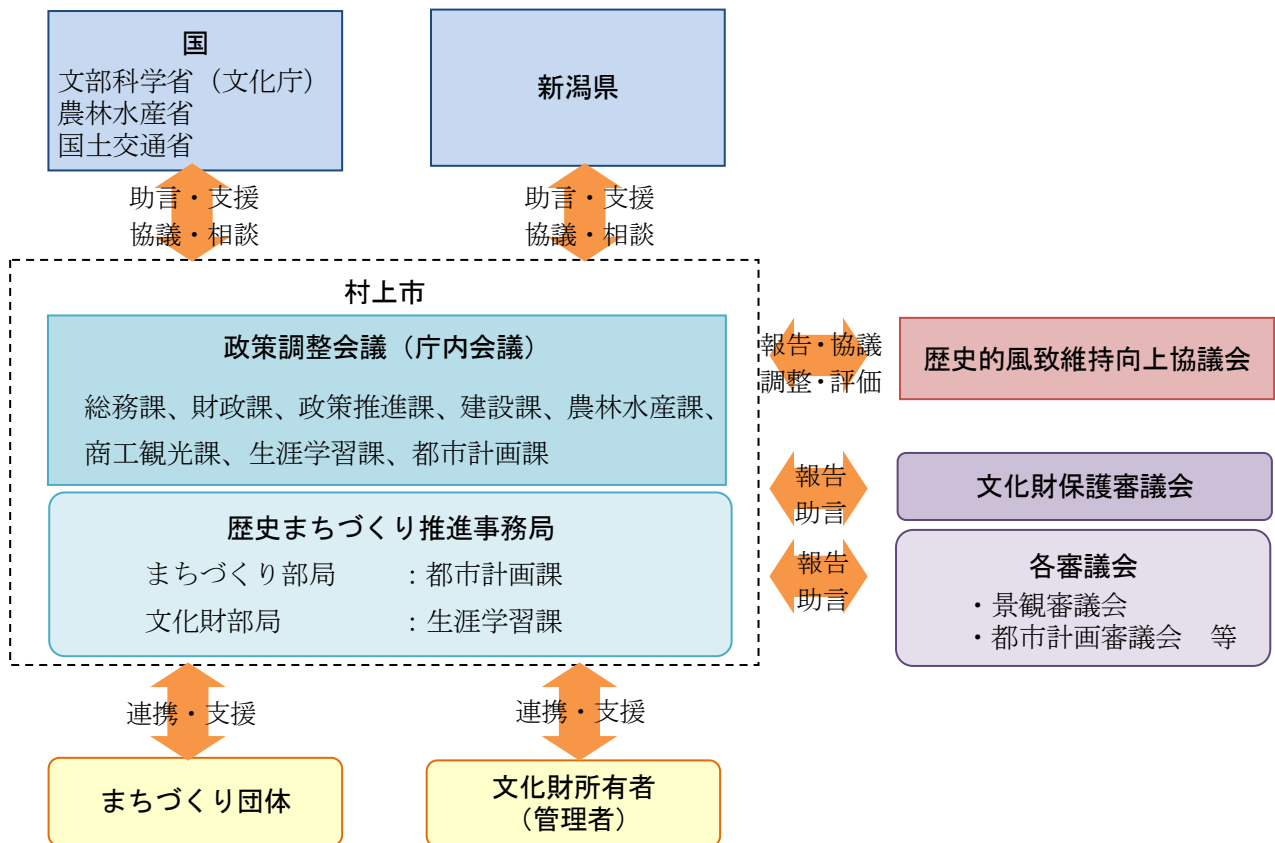


図 推進体制

(2) 役割

●文化財の所有者・管理者等

文化財の所有者や管理者等は、自らが所有または管理する文化財等が当市固有の歴史的風致を構成する重要な要素であり、地域に与える影響が大きいことを十分に認識し、その適切な保存や管理に努めるとともに、積極的な公開や活用等により、歴史的風致の維持及び向上に努めることとする。

●市民・事業者等

市民や事業者等は、村上市の歴史的風致について関心を持ち、理解するように努めるとともに、建築や開発にあたっては、歴史的風致を損なうことがないように十分に配慮することとする。

また、本計画の実現に向けて、歴史的建造物の保存活用や伝統行事の継承等の歴史的風致の維持及び向上のための取り組みに積極的に参加し、協力するよう努めることとする。

●行政

行政は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、これを構成する歴史的建造物や周辺環境整備を推進するとともに、実施主体である文化財の所有者や管理者、事業者等に対して適切な支援を行うこととする。

また、歴史的風致を構成する伝統行事や伝統工芸等については、保存や継承のための取り組み等について周知啓発を図り、市民の参加や協力を促進するとともに、適切な支援を行うこととする。